

福井市告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年福井市条例第19条）第30条第1項の手数料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項及び福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）第46条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月31日

福井市長 東 村 新 一

- 1 受託者の名称及び代表者の氏名並びに住所
神鋼環境メンテナンス株式会社北陸営業所
所長 釧内 孝二
福井市日之出2丁目17番13号
- 2 委託事務の内容
飼い動物の死体の処理手数料の徴収の事務
- 3 委託期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 徴収の方法
納入通知書又は口頭による納入の通知による。